

臨床研修管理委員会規約

秋田厚生医療センター臨床研修管理委員会

第1条（目的）

- ① 臨床研修管理委員会（以下当委員会）は、医師臨床研修の実施を統括管理する。
- ② 当委員会は、臨床研修の最上位の決定機関である。

第2条（組織）

- ① 当委員会は次に掲げる者のうちから院長が任命する。
院長、事務長、看護部長、コ・メディカル部門責任者、プログラム責任者、指導医、協力型病院及び臨床研修協力施設の研修実施責任者、外部委員（当院及び臨床研修協力施設以外に所属する医師、有識者等）、事務職員、研修医各年次代表
- ② 臨床研修管理委員長、臨床研修管理副委員長を置き、委員の中から院長が任命する。
- ③ プログラム責任者は、当院の常勤医師であって、指導医及び研修医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有し、臨床研修指導医の資格を取得しさらに数年の実務経験を積んだ後、プログラム責任者講習会を受講しているものを院長が任命する。

第3条（任期）

- ① 委員の任期は1年とする。ただし留年は妨げない。
- ② 委員に欠員が生じた場合、院長は補充の委員の任期を任命する。ただしその任期は前任者の残任期間とする。

第4条（会議の招集）

- ① 当委員会は年度内に3回以上を委員長が招集し、委員長が議長を務める。
- ② 当委員会が必要と認める時は委員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。
- ③ 当委員会は委員の過半数の出席をもって成立する。欠席の場合は委任状を提出し、委任状及び代理出席は出席として扱う。

第5条（職務）

当委員会は次の事項を行う

- ① 研修プログラムの作成・調整、研修医の管理及び研修医の採用・中断・修了の際の評価等、臨床研修の実施の統括管理
- ② 研修医ごとの研修進捗状況の把握・評価
- ③ プログラム責任者および指導医への指導・助言
- ④ 研修修了認定の可否評価と管理者への報告
- ⑤ 研修中断後再開研修医の修了認定時の中断証記載評価の考慮
- ⑥ 各ローテーション分野での研修医評価票の保管
- ⑦ 研修中断の勧告
- ⑧ 未修了の判定

第6条（下部組織）

- ① 当委員会の下部組織として、研修運営連絡会議、研修実施実務者会議を置くことができる
- ② 研修運営連絡会議の構成員は、臨床研修管理委員長、プログラム責任者、臨床研修管理副委員長、臨床研修管理委員、各科指導医代表、研修医代表、事務局、その他必要な者とし、臨床研修管理委員長が指名する
- ③ 研修運営連絡会議は、研修プログラムの運営を管理し、研修内容、研修状況について臨床研修管理委員会に意見、提案等を行うことができる
- ④ 研修実施実務者会議の構成員は、臨床研修管理委員長、プログラム責任者、臨床研修管理副委員長、研修医代表、事務局、その他必要な者とし、臨床研修管理委員長が指名する
- ⑤ 研修実施実務者会議は、研修プログラムの実施を管理し、研修内容、研修状況について臨床研修管理委員会に意見、提案等を行うことができる

第7条（事務局）

- ① 当委員会の事務局は、院長が任命した事務職員があたる
- ② 事務局は議事録を作成し、委員に配布する

附則

本規約は、平成 17 年 4 月 1 日より適用する

第 4 条③は、平成 25 年 3 月 1 日より適用する

本規約は、2020 年（令和 2 年）2 月 4 日に改定した

本規約は、2021 年（令和 3 年）2 月 25 日に一部改定した

(6 月 14 日文言訂正)

本規約は、2022 年（令和 4 年）3 月 11 日に一部改定した